

答 申 書

(答申第1号)

令和2年7月20日

福井県行政不服審査会

第1 審査会の結論

審査請求人が平成31年4月18日に提起した敦賀市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却するとの福井県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

次の理由により、本件処分を取り消し、従前の額を支給するとの裁決を求める。

(1) 指導自体の違法

法第27条に規定する指導または指示には、自動車の使用をしないことは含まれないので、自動車の保有および使用をしないよう求める指導は違法である。また、精神障害を有している審査請求人に対し口頭で指導することは、精神的負担を与えることになり不適切である。

障害者の自動車の保有については、大阪地方裁判所平成25年4月19日判決（平成22年（行ウ）第35号。以下「大阪地裁判決」という。）において、「通院等以外の日常生活上の目的のために利用することは被保護者の自立助長およびその保有する資産の活用という観点から当然に認められるべきである。」とされている。

(2) 事実誤認

処分庁は保護停止決定通知書において「法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会を設けましたが、あなたから指導指示に従わない正当な理由の弁明はありませんでした。」としているが、これは事実誤認である。審査請求人は、弁明の際に、就職したことからその通勤のために自動車が必要であったことを述べており、求人票も提出している。そのことは処分庁も自認している。

また、平成31年4月から働き始めた就職先は審査請求人の自宅から約3.7キロメートルの位置にあり、出勤時間帯は、午前0時台、午前1時台等であるため、バスは運転していない。遠距離で日中でも徒歩の移動は困難であり、夜間に自転車での移動も危険であるため、自動車通勤の必要性は明らかである。

(3) 就労と生活保護の関係

平成31年4月1日頃から勤務し、最初の給与の支給は5月上旬の予定であるが、精神障害を有しているためこれまで安定した就労が困難であり、今回もそのような事態に陥る可能性は低くない。少なくとも最初の給与が支給され、今後の就労の見込みが明らかになるまでは生活保護を必要とすることは明らかである。

2 審査庁の主張

審査請求人は、自動車を所有および使用できる要件に該当しないため、本件審査請求は棄却することが妥当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却すべきである。

2 理由

(1) 指導の対象について

生活保護手帳別冊問答集問3の20に「…自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないものであり、…特段の緊急かつ妥当な理由がないにもかかわらず、遊興等単なる利便のため度々使用することは、法第60条の趣旨からも法第27条による指導指示の対象となるものである。」とあり、法第27条の対象として自動車の利用が含まれることは明らかである。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、生活保護で自動車の保有が認められるのは、次に掲げる場合である。

ア 通勤用自動車（課長通知第3の9）

イ 保護開始時において失業や傷病により就労を中断している場合の通勤用自動車（課長通知第3の9-2）

ウ 障害者が通院等のために自動車を必要としている場合等の自動車（課長通知第3の12）

審査請求人は、上記ア～ウのいずれにも該当しないため、自動車の保有および使用が認められる場合には該当しない。

そのため、処分庁が「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の2（1）シ（「キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。」は法第27条による指導指示を行う）の規定に該当するものと判断して、指導指示を行ったことは妥当である。

口頭指導については、局長通知第11の2（4）に「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者…に対して行うことを原則とする。」と規定されており、さらに「これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、およびその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。」と規定されている。

本件処分において処分庁は、審査請求人に対して自動車の保有および使用をしないよう説明および面談ならびに口頭指導を行っている。しかし、口頭指導では自動車の保有および使用をしないという目的を達せられなかったため、指導指示を行う理由、内容等を具体的に記載した文書に

よる指導指示を行っており、処分庁が審査請求人の理解を得られるよう努力を尽くしたものと認められる。

また、文書指導後、処分庁は審査請求人に弁明の機会を与え、その上で本件処分を行っており、その手続は違法または不当ではない。

なお、審査請求人は、大阪地裁判決を「当該自動車を通院等以外の日常生活上の目的のために利用することは、被保護者の自立助長およびその保有する資産の活用という観点から、むしろ当然に求められるというべきである。」と判断したものとして取り上げている。しかし、判決の事案は、「通院等の保有目的が認められることを前提として」当該自動車を日常生活に利用することについて判断したものである。審査請求人は自動車の保有が容認されていないので、この引用部分を判断の材料とすることはできない。

(2) 事実誤認について

処分庁が審査請求人に弁明の場の設定について通知をした後、審査請求人が「就労先が決まった」と述べたことに対し、処分庁は通勤用自動車に該当するか検討するため、「雇用契約書やそれに代わるものを提出すること」と伝えていたが、審査請求人から提出されたのは、ハローワークが発行した求人票のみであったため、就職した事実が確認できず、「通勤用自動車」とは認められないとした処分庁の判断は不当ではない。

(3) 就労と生活保護の関係について

法第62条第1項および第3項の規定によれば、指導または指示に従わなかったときは保護の変更、停止または廃止ができることとされている。

しかし、保護の停止処分は、被保護者の最低限度の生活に関わる重大な処分であり、被保護者の実情によっては直ちにその生活を困窮させる場合も少なくないのであるから、処分の相当性の判断は、処分に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、慎重にする必要がある。

本件処分は、審査請求人の処分時点の違反状況を踏まえ、保護を一時的に停止して審査請求人の生活態度の改善を促すために行ったものであり、処分庁は口頭指導、文書指導および弁明の機会を設けるなど所定の手続きを行った上で処分を行っており、処分庁の判断は不当ではない。

第4 調査審議の経過

令和2年2月17日 諮問の受理

令和2年6月 2日 審議

令和2年7月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 指導の違法性について

審査請求人は、障害者の自動車の保有および使用について、通院等以外の日常生活上の目的のため

に利用することは、被保護者の自立助長およびその保有する資産の活用という観点から当然に認められるべきであり、法第27条に規定する指導には、自動車の使用をしないことは含まれないので、そのような指導は違法であると主張する。

(1) 自動車の保有および使用について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、この最低限度の生活の維持のための自動車の保有および使用が認められる要件は、通勤や障害者が通院等のために自動車を必要とする場合に限られている。

審査請求人の場合は、本件処分時において就労の事実が確認できていないことや、自動車の保有が認められる障害ではなく、かつ、通院のための距離も自動車を必要とする距離ではないことが処分庁の調査により明らかであり、処分庁が自動車の保有および使用を認めなかったことに違法または不当な点はない。

また、審査請求人は、大阪地裁判決の事案をもって、自動車の保有および使用の正当性を主張しているが、当該判決は、通院等の保有目的が認められることを前提として当該自動車を日常生活に利用することについて判断したものであり、審査請求人の場合は、上記のとおり、前提となる自動車の保有目的が認められないため、同判決を判断の材料とすることはできない。

(2) 法第27条の指導の対象について

法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導または指示をすることができる。」と規定しており、その指導を行う基準として、局長通知第11の2(1)シにおいて、「最低生活の維持向上または健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。」と示されている。

審査請求人は、前述のとおり、被保護者として自動車の保有および使用が認められる要件に該当しない中で、日常的に自動車を保有および使用していることが処分庁により確認されており、特段の緊急かつ妥当な理由がないにもかかわらず、単なる利便のために自動車を使用することに対し、最低生活の維持向上に努めるといふ被保護者としての義務を怠っていると判断し、処分庁が指導することについては、違法または不当な点はない。

また、審査請求人は、その指導について、精神障害を有している審査請求人に対し、口頭で指導することは精神的負担を与えることになり不適切であると主張しているが、処分庁は、審査請求人に対して自動車の保有および使用をしないよう説明および面談ならびに口頭指導を複数回行った上で、口頭指導により目的を達せられなかったため、指導指示を行う理由、内容等を具体的に記載した文書による指導指示を行い、審査請求人の理解を得られるよう努力を尽くしたものと認められる。

よって、処分庁が審査請求人に対して行った指導に違法または不当な点は認められない。

2 弁明の機会における審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が本件処分を決定する手続として設けた弁明の機会の際に、就職したことか

らその通勤のために自動車が必要であったことを述べ、求人票も提出したにもかかわらず、処分庁は審査請求人から指導に従わない正当な理由の弁明はなかったとしていることについて、誤りであると主張する。

処分庁は、「生活保護法第62条による弁明の聴取について（通知）」（平成31年3月11日付け地第1204号）により、審査請求人に対して弁明の機会を設ける旨の通知をしており、その内容からは本件の弁明の機会は、法第27条第1項による指導指示をした後も自動車を保有および使用していたことに対する正当な理由を審査請求人から聞取りするために設けられたと解される。本件処分に係る指導指示違反に対する弁明の機会にもかかわらず、審査請求人は今後就労する予定についてのみ発言をしていたという事実から判断するに、処分庁の事実誤認という主張は認めることはできない。

なお、「通勤用自動車」として自動車の保有および使用について保護の実施機関が検討するためには、被保護者から就労の事実を確認できる雇用契約書等の書類の提出が必要となるが、ハローワークで発行された企業の求人票では、雇用関係が成立しているという就労の事実を確認できないことは、その書類の性質上明らかである。

3 小括

上記1～2のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められないことから、本件審査請求には理由がない。

4 審理員の審理手続について

審理員の審理手続について、違法または不当な点は認められない。

5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

福井県行政不服審査会委員名簿（五十音順）

氏名	備考
玄津 辰弥	会長
田中 住江	
永田 康寛	